



=速達= =配達証明=



〒100-0005
東京都千代田区丸の内3-4-1
新国際ビル8階

弁護士法人創知法律事務所
弁護士藤本一郎殿、同伊藤翔汰殿、同池上悠貴殿



124 - 88 - 20354 - 5



〒100-0006
東京都千代田区有楽町1-5-1
日比谷マリンビル5階
日比谷パーク法律事務所
NCホールディングス株式会社代理人弁護士
西本強、同中川直政、同川本拓、同田島明音



受付通番：2021052511060900100001 号

2021年5月25日

弁護士法人創知法律事務所

弁護士 藤 本 一 郎 殿

同 伊 藤 翔 汰 殿

同 池 上 悠 貴 殿

日比谷パーク法律事務所

NC ホールディングス株式会社代理人

弁護士 西 本 強

同 中 川 直 政

同 川 本 拓

同 田 島 明 音

要 請 書

冠省

当職らは、NC ホールディングス株式会社（以下「当社」といいます）を代理して、貴職らに対し、以下のとおり要請します。

当社は、TCS ホールディングス株式会社を含む4社（以下「貴社ら」といいます）を代理する貴職ら名義の2021年5月17日付け「質問状」（以下「本件質問状」といいます）を受領しました。本件質問状には、貴社らによってなされた当社第5期定時株主総会（以下「本総会」といいます）における株主提案に関連する質問とともに、株主提案に係る当社の意見に関する要求事項も記載されています。

当職らは、当該株主提案の提案株主との交渉事務を含む本総会に係る法律事務を受任しており、このことは、提案株主の代理人であり、招集通知における株主提案の記載方法に関し当職らと交渉を行った貴職らも十分にご存知のはずです。

しかるに、貴殿らは、本件質問状を当社に直接送付・送信しており、これは相手方本人との直接交渉の禁止を規定する弁護士職務基本規程52条の違反行為となり得るもので、到底容認できません。

よって、当職らは、貴職らに対して、この点につき厳重に抗議するとともに、貴職らにおいては、以後、当職らの承諾がない限り、当社（当社の役職員を含みます）との直接交渉を厳に慎まれるよう要請します。

草々

郵便認証司

3. 5. 25

この郵便物は令和3年5月25日
第12488203545号書留内容証明郵便物
として差し出したことを証明します。

日本郵便株式会社

受付通番：2021052511060900100001号

1 / 1 頁

東 京
3. 5. 25
8 - 12